

資 料

フェーム裁判の初期史をめぐって(2)
——13世紀ドルトムントの証書にみる——

若曾根 健 治

- 1 はじめに
- 2 13世紀前期までのドルトムント史一斑——グラフと都市
 - 2-1 ドルトムントの「ケーニヒスホーフ」とグラフ・フォン・ドルトムント
 - 2-2 ドルトムントの都市への生成をめぐって
 - 2-3 ドルトムント市とグラフ・フォン・ドルトムント——或る争いとその仲裁
(以上、143号)
- 3 「ドルトムント・グラフシャフトの裁判長」と「ドルトムント市裁判長」
 - 3-1 はじめに
 - 3-2 13世紀中葉の四証書とその内容
 - 3-3 裁判集会場所と判決人について
 - 3-4 土地取引をめぐって——裁判集会と都市同盟会議
 - 3-5 「ドルトムントの裁判長」とは
 - 3-5-1 マイニングハウスの所論——「伯領の裁判長」について
 - 3-5-2 「都市裁判所」の問題その他
 - 3-5-3 「市裁判長」の選出・任命をめぐって (以上、本号)

3 「ドルトムント・グラーフシャフトの裁判長」と「ドルトムント市裁判長」

3-1 はじめに

ヴェストファーレンにおけるフェーメ裁判の初期は13世紀にみた（「1 はじめに」）。では、ことドルトムントではどうであったか。ここでも、同様であった。フレンスドルフ編・ドルトムント法史料の冒頭を飾るのは、同市最初の都市法（条例法）だが13世紀中葉（1254-56）の法（前書と47箇条〔ラテン語文〕）を記した中に、こうみえる。「かの自由人らの裁判——これはドイツ語でフライゲリヒトと称ばれる——は、われら（ドルトムント市）の市壁内においてわれらの市民にたいし、および、彼ら（市民）の使者役ならびに召使いにたいしおよぶことはありえぬ。前者は法により、後者は恩恵によって（フライゲリヒトから免れる）」と⁽¹¹⁶⁾。他方、同時代ドルトムントには別の裁判所が動いていた。いま、この主宰者を証書の言葉に即し「ドルトムントの裁判長」（後述）と称ぼう。では、同裁判長とフライゲリヒトの裁判長（フライグラーフ）とは、どう関わるのであろうか。これを明らかにするには、先ず、同裁判長のありようを問わねばならぬ。

「ドルトムントの裁判長」の主宰による裁判を述べる証書の最初は1241年（2月19日）の証書[i]であり⁽¹¹⁷⁾、これは衆目の一致するところ⁽¹¹⁸⁾。と同時に、本証書が目下のところ、われわれが有する、少なくとも刊本の、最も古い、裁判上の土地譲渡に関わる、文書である⁽¹¹⁹⁾。後続の証書ともども、土地所有権の譲渡など不動産取引が他ならぬ裁判集会の場で表明された（裁判上のアウフラッスング）ことを物語るものである。じつは、ドルトムント・フライゲリヒトにおいても、土地を始めとする物件の取引（売買、贈与など）が表明されるのを特徴としていた。

これは次節に譲り、以下で先ず上記の証書で述べられている取引の内容を、若干の解説を交えつつ摘記したい。次いで、本節の主たるテーマとして、裁判場所・裁判集会・判決人、そしてとくに裁判長といった諸論点をとりだしたい。

3-2 13世紀中葉の四証書とその内容

(1) 1241年の証書　そこで最初1241年の証書[i]である。同年2月19日ドルトムント伯コンラート(二世)、および妻ギーゼルトゥルーディス、そして彼らの相続人らが発行したもの。伯らは、ドルトムント市のマルクト近在に所有する家屋の所有権を(meram proprietatem)同市と同市民とに、売却する。⁽¹²⁰⁾ 売買の表明は市内の伯の屋敷で(in curia nostra Tremonie)開催された裁判集会において、そして「ドルトムントの裁判長ジーフリードゥス(Sifrido iudice Tremoniensi)」の面前でおこなわれた。このとき証人となっていたのは、4人の騎士(miles)および18人の市参事会員(consules Tremonienses)であった。騎士の1人に「余(伯)の兄弟ヘルボルドゥス」がいた。彼は、伯とは称ばれていない⁽¹²¹⁾。証書にはコンラート伯の印章、およびドルトムントの市民(burgensium)の印章が吊るされた。

証書は、上記マルクト近在の家屋の他に、譲渡の対象になった諸権利とその代価とを事細かにあげる。諸権利とは「余(伯)が神聖ローマ帝国から所有している権利(gratiam)」(つまりレガーリア)。肉売り台(macellis carnificum)、製靴台(scūbinke)への権利である。都市はそれぞれつき2デナリウスを代価として支払う。また製パン所(domus panum)が譲渡され代価として毎年(聖マルティン祭[11月11日]翌日)1リブラ重量分の胡椒が支払われる。最後に「上階に(都市)裁判所がある建物(edificio, quod est super tribunal iudiciarum situm)⁽¹²²⁾にたいする権利が製パン所の場合と同様の条件で譲渡される。都市が約束の日までに支払うべきものを支払わぬときは、どうなるのか。証書には、伯側と都市側との間で約束が交わされている。ドルトムント市参事会から選出された1名の市参事会員が「裁定人(qui Teutonice richteman dicitur)」となり、伯(債権者)に支払いの保証(vadium)を与える。これによって、都市そのものは保証する責めを免れる(a quo vadio eadem civitas ipsum absolvet liberum et indempnem)と。一種の「差出保証」⁽¹²³⁾を指すのか。

譲渡対象の物件や権利をめぐり細かなことを紹介したのには、理由がある。じつは、伯は後代、都市にたいする権利を次第に放棄(売買)する(1286, 1313)⁽¹²⁴⁾

が、上記の譲渡はこのこととあながち無関係ではないとおもわれるから。

最後に、売買の表明は市内の伯の屋敷内（の暖炉室傍 *iuxta caminatum nostram*）でドルトムントの裁判長の前でなされた（上記）が、これを記す文言に続いて、証書にはこう述べられていた。「この場所において判決が問われ、判決が提案され（*requisita sententia et lata*）た。このことは、ドルトムントの裁判集会場において（*pro tribunali [Tremonie]*）なされるものと効力の上でなんら異なるところはない」と⁽¹²⁵⁾。以下では、これを「判決質問条項」と称びたい。

本条項は、土地取引が裁判集会の場でおこなわれる場合にほぼつねに語られる。13世紀の末期に到ってであれ。例えば1296年（12月28日）ドルトムントの裁判長ペトロ・デ・ダットレン主宰の裁判集会でも⁽¹²⁶⁾。その点に関係し指摘しておきたいのは、権利しかも支配権といった政治権力の売買もまた、裁判集会において「判決質問条項」に言及される中で表明された。特記に値する一例が1286年12月5日ドルトムント伯コンラート（三世）がドルトムント市においてもつ「余の裁判権」（ひらたく言えば、裁判料徴収権）の三分の一（*tertiam partem iudicii nostri in Tremonia*）を同市参事会と同市民団体に400マルクで譲ることを表明したものの。市内の伯の石造屋敷において、裁判長オットー・デ・ハッモンの下で開催された裁判集会には、伯ゆかりの者ら、市民らとならび、市参事会員18名が名を連ねた⁽¹²⁷⁾。

(2) 1249年の証書 本証書 [ii] は1249年（6月25日）ドルトムント伯コンラート（二世）、ドルトムントの裁判長ハインリヒ・シルファブーフ（*Heinricus dictus Silverbuch tunc temporis iudex Tremoniensis*）、およびドルトムント市の参事会員（*consulesque oppidi Tremoniensis*）の三者が発行したもの⁽¹²⁸⁾。当時、市壁のはるか外、アッセルン（*Asseln*）⁽¹²⁹⁾に存する或る土地をめぐる長期にわたる争い（*dissensio diutina*）が和解（*amicabili compositione*）に到り、これが文書にしたためられた。争いと和解の当事者は、騎士オットー・フォン・ホルトハウゼン（*de Holthusen*）、ドルトムント市民のヴィスケールス・フォン・アッセルン（*de Aslen*）である。和解の結果オットーが当該土地の権利を放棄し、土地はヴィスケールスのものとなって彼の「相続人から相続人へと」継承される。和解は、裁

フェーメ裁判の初期史をめぐって(2)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

判長ハインリヒが主宰し「市参事会庁舎で (in domo consulum)」開催の裁判集会の場において表明され、型どおり「判決質問条項」が発せられた。

集会列席者として、コンラート伯を筆頭に裁判長ハインリヒ (Heinricus iudex) を含む34人の名がズラリとあげられていた。身分関係については記載がない。ただ当面確認できるかぎり、騎士と市参事会員 (またはこれに匹敵する市民) がいたのは間違いない⁽¹³⁰⁾。むろん、一般の市民もいたであろう。とくに市参事会員は、同僚市民が当事者となった争いの和解であるがゆえに、仲裁者の役割を果たしていたのではないか。証書には、ドルトムント市章 (sigilli civitatis Tremoniensis) が捺された。市章は同僚市民のそれに代わるものであろうが、なぜ騎士の印章がないのかは判らない。

土地の相続権を取得した見返り料として賃料 (pensionem censualem) ——国語で „tinsgitt“ と称した——を市民ヴィスケールス側は、毎年4回支払うことを約束する。聖マルティン祭 (11月11日)、大祝日前日 (12月24日)、キリスト昇天日 (復活祭後第5日曜日の後の木曜日 [翌年1250年の例でいえば5月5日])、ミカエル祭 (9月29日) のそれぞれの前日に。聖マルティン祭前日に支払うのは燕麦6マルドゥルム。他の祭日前日では12デナリウス (銀貨) を支払う。

本証書は賃料をめくり、こう続ける。賃料が騎士オットー側から、判決によって差し押えられる (occuparetur) とき、または実力によって強奪される (subriperetur) とき、このことが立証されるならば、ヴィスケールス側は、再度 (iterato) 賃料を支払う義務はない、と⁽¹³¹⁾。ここに賃料を「差し押える」とか「強奪する」とかは、どんな状況を指しているのだろうか。判り難いが、多分こうか。ヴィスケールス側が賃料の支払いを怠りそのため騎士側が〈一方的に〉訴訟によって、あるいは実力でもって支払いを強要する場合、ヴィスケールス側は滞っている賃料を支払う要はない、と。

これは、争いが「和解」によって、言い換えれば〈愛 (ミンネ [Minne])〉によって成ったことに、裁判集会列席者の注意を惹こうとする思考法ではないか。「和解」は当事者双方によって (ambo) 遵守され、違反するときは100マルクの「罰金 (pena)」を課せられるべし⁽¹³²⁾、と述べられていることに注目したい。「和

解」は双方の合意によって初めて成るものであり、事情のいかんを問わず、それを一方だけの振る舞いによって破ってはならぬ、という考え方である。

本証書で注目するのは「市参事会庁舎」の存在を語る「市参事会庁舎で (in domo consulum)」(上記)の言葉である。これは「市民室で (in domo burgensium)」とも称された⁽¹³³⁾。これを述べる或る証書 (1241年9月)によれば、クレーフエ (Cleve) 伯テオデリッヒは、彼が都市君主となっているヴェーゼル (Wesel) 市 (聖界上はケルン大司教区に所属) にドルトムント都市法を与えた。これについて、証書にこうみえた。言葉を補って訳せば——「(今後ヴェーゼル市の裁判所において) 判決の質問を受け判決人がみずからの力によっても、あるいは他の判決人らの意見によっても、(係争事案の難しさのため) 判決の提案をなすことあたわざるときは、ドルトムントの市民室で (Tremonie in domo burgensium) それ (判決) を求むるべし、かつ、そこ (ドルトムント市) からの教示に従って取得することのできた判決 (の提案) を (ヴェーゼル市に) 持ち帰るべし、と⁽¹³⁴⁾。ここに、ドルトムント市の、上級庁 (Oberhof) としての地位が言い表わされている。

ルイーゼ・フォン・ヴィンターフェルトがマイニングハウスの研究などを引き指摘する⁽¹³⁵⁾ ところによれば、ドルトムントの市参事会庁舎 (また市民室) は1240年頃マルクト傍に建立されたもの。じつは、これ以前に、街道オステンヘルヴェークに沿って旧参事会庁舎があったが1232年の都市火災に遭遇した。この旧庁舎ではギルド (Reinoldigilde) のメンバーが、後には市参事会員が会合をもっていたという。とにかく、われわれにとって重要なことは、市参事会庁舎における市参事会裁判の形成がすでにみいだされるのではないか、ということ。しかも、この裁判のほぼ最初の働きとして、争いの和解のための各種の介入——なかんずく仲裁活動——があったこと (上記) には、注目したい⁽¹³⁶⁾。

(3) 1253年の証書 この証書 [iii] には、以下の3つの法律行為がしたためられている⁽¹³⁷⁾。[a] 騎士 (miles) アルバート (フォン・フルデ [de Hürde]) とその息2人および他の相続人は、彼らがドルトムント市壁内に (iacentia infra muros Tremonienses)、および市壁外に (extra muros in campo Tremonie) もつ土

フェーメ裁判の初期史をめぐって(2)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

地のすべてを、騎士ゴスヴィン（フォン・ウーレンブルーク [de Ulenbrücke]）とその相続人に贈与する。受贈者の「世襲所有地として（in meram proprietatem）」と。土地は、これまでゴスヴィンがアルバートから封地として受け取っていた（que a nobis in feudo tenuerunt）もの。贈与によってゴスヴィンとその相続人は当該土地を〈自由地（Freigut）〉として取得することになった。ただし、土地に付属する森林地——ホルツマルク（holtmarcke）と呼ばれた——は、贈与から除外され（exceptis）た。これは今後もゴスヴィンが封地として保有する（que etiam memoratus miles a nobis amodo in feudo retinebit）。従って森林地については、アルバート（封主）とゴスヴィン（封臣）の関係は続く。ただし、騎士（miles）ゴスヴィン一代かぎりの関係のようである。

[b]ところで、じつは上記土地は、アルバート自身が彼の封主アーンスベルク伯ゴットフリートとこの相続人から封地として受け取っていたもの（bona in feudo tenuimus ab eisdem）であった。アルバートは、ゴスヴィンに贈与するにあたり、封主ゴットフリート伯らの同意をえる（cum consensu...domini nostri）のは、この故であった。

すなわち、以上よりみると、当該土地は、アーンスベルク伯から騎士アルバートに到り、アルバートから騎士ゴスヴィンに渡る封建関係（ゴスヴィンの保有する封地はいわゆる「陪臣レーエン [Afterlehen]」）の中に位置していた。（ここで憶測をいうならば、アルバートが伯から封地として取得していた土地は元来アルバートの所有地（自由地）であり、これを伯に差し出し改めて伯から封地としてえていたのかも知れない。）今回、土地が〈自由地〉としてアルバートからゴスヴィンに移転することで、アーンスベルク伯の手から失われることになる。伯の同意は、そのためのものであった。

[c] こうして、伯は、贈与の対象になった土地については封主たる地位を失う。このため、封臣アルバートは、その代償として（in recompensationem）、彼が所有する別の土地——ブックロに（in Buklo）ある所有地と、ピレベーケ村に（in villa Pyrrebeke）に存するそれ——をゴットフリート伯に譲渡する。これらの土地の方が「ドルトムントにある、かの土地よりも、はるかに上等のもの（molto

資 料

sunt illis bonis, que iacent Tremonie, meliora)」と言ひ添えて。とにかく、この代償行為と引き換えにアルバートは、ゴスヴィンへの譲渡につきアーンズベルク伯の同意をとりつけたのであろう。

本証書には、証書発行者アルバートの、また彼の封主ゴットフリート伯の印章が吊るされる。他に、ドルトムント市民の印章 (sigillo burgensium Tremoniensium) が付された。証人 (testes) として集会に在席し個々に名を挙げられていたのは、騎士 (milites) 7人、「当時のドルトムント市参事会員 (consules tunc temporis Tremonie)」18人、および市民 (burgenses Tremonienses) 16人であった。„burgenses“ は「市民室で (in domo burgensium)」(1241年9月)とあったように個々の市民という意味の他に、一体としての、もしくは機関 (Organ)⁽¹³⁸⁾ としての意味をもっており、上記「ドルトムント市民の印章」とはほとんど「市章」と称してもよいであろう。証書には以上のように [a] [b] [c] の三行為が書き記されていた。三行為があったことを騎士アルバートが表明し、これが承認をうけたのは市外の或る場所 (下述)⁽¹³⁹⁾ で開催された裁判集会——「ドルトムントの、ときのユーデックス (裁判長)・ヨハン・イボニス (Johanne Ybonis, iudice tunc temporis Tremonie)」が主宰した——においてであった。証書には、「判決質問条項」が挿入されていた。

証書 [iii] については、ルイーゼ・フォン・ヴァインターフェルトは別の見解をとる。本証書はフライゲリヒトの裁判集会を述べるものと。その根拠は、上記 (市民) 16人の中にいた „Conradus vriegreve de Curne“ にあり、これを「フライグラーフ・コンラート (デ・クルネ)」と解した。こう解したが故に、コンラート (デ・クルネ) を市民身分とはみななかった。また7人の騎士を「フライシェッフェン」と捉えた⁽¹⁴⁰⁾。他方リンドナーは「フライグラーフ (vriegreve)」の言葉は市民「コンラート (デ・クルネ)」の「家族名」を表わすものとみた⁽¹⁴¹⁾。彼によれば、証書 [iii] はフライゲリヒト関係の文書ではなかった。ルイーゼであれリンドナーであれ、当代錚錚たる学者が証書欄の一人物の身分をみきわめるのに見解の重要な相違をみせるのは、なにかしら不思議な気がする。ただ、この問題はこれまでに止めたい⁽¹⁴²⁾。

フェーメ裁判の初期史をめぐって(2)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

(4) 1255年の証書 司祭 (sacerdos cappelle) ハインリヒは、彼が勤めるドルトムント・聖マルティン礼拝堂が余りにも貧弱であり困窮に陥っている (paupertatem et defectum) のに心を動かされ、或る者から別途買入れた或る土地とその上に建つ家屋とを同礼拝堂に寄進する (1255年10月1日)⁽¹⁴³⁾。ただし、今後当該土地・家屋が礼拝堂から奪われてしまわぬよう、主君 (domino meo) たるドルトムント伯ヘルボルドゥスの同意をえた。寄進の意思表示がおこなわれたのは、同礼拝堂の墓地において「彼 (伯) の裁判長ヨハン・ズーダーマン (Johanne dicto Suderman tunc iudice suo) の前で。」証人として列席していたのは、伯以下名を挙げられていた者19人、およびその他の者である。伯を除く18人は名のみ列記され、身分関係は不明。ただ、この中にいた „Engelbertus Suderman“ は、証書 [i] (1241) や証書 [iii] (1253) に市参事会員として掲載されていた者だった。1239年の参事会員名簿⁽¹⁴⁴⁾にも同名の者がみえる。さらに、18人中には „Albertus et Albertus fusores ollarum“ (鍋鋳物師アルベルトゥス [父子]) なる者がいた。彼らは手工業者家族であろう。

本証書 [iv] には、伯の印章が捺された。ただ、奇異に感じられるのは、ここには、例の「判決質問条項」がないこと。裁判長がいたし証人も立ち会っていた。この意味では、裁判集会があったはずだが、なぜなのかは不明。寄進を告げる証書は寄進者本人発行の文書であり、しかも寄進者は聖職者であった。マイニングハウスによれば、教会人発行の文書は書式の点で定型性を欠く (zwanglos)⁽¹⁴⁵⁾ ことがあったという。これは、裁判集会は開催されたがそれを語る証書の書式に不備があった、ということなのであろうか。それとも、裁判集会はなかったのであろうか。聖職者が関係していること自体が〈公然性〉をもたらす安全の保障となつて、裁判集会の態様を採るまでもなかったのであろうか。

本例については、マイニングハウスの次のコメントに注意したい。彼によれば、「彼 (伯) の裁判長ヨハン・ズーダーマン」とあるとき「彼 (伯) の」といった表記は、必ずしも「ヨハン」が「伯領の」裁判長 (後述) であることを告げてはいない。というわけは、後代1270年 (2月18日) の伯発行の証書 [vii] にも「余 (伯) の裁判長ペトロ [・デ・ダットレン]」とみえるがここでは「裁判長ペトロ」

は「伯領の」裁判長ではなく「市の」裁判長である。「彼（伯）の裁判長（*judex suus*）」といった場合この裁判長は「伯領の」裁判長でもありうるし「市の」裁判長でもありうる、からと⁽¹⁴⁶⁾。従って、上記の「彼（伯）の裁判長ヨハン」（1255）は「市の」裁判長でもありうる。ただ、こうなると、3点の問題が生じる。(a) マイニングハウスは1261年の証書 [v]（後述）に、ドルトムントの裁判長史上の区切りをみて、そこに「市裁判長」が初めて語られていると考えるが、この所論との関係はどうなるのか。(b) 「彼（伯）の裁判長ヨハン」（証書 [iv]）とか「余（伯）の裁判長ペトロ」（証書 [vi]）とあるときの「彼（伯）の」とか「余（伯）の」とかの意味は、なんでであろうか。(c) 以上の問題は「ドルトムントの裁判長」の選出・任命問題に繋がってこぬか。裁判長の任命は、必ずしもドルトムント伯によってなされたということにならぬ、のではないか。では、当該裁判長を任命する（もしくは任命しうる）のは、だれなのか（後述）。

以上13世紀中葉の四証書を中心にみてきた。なぜこの四証書なのか。それは、これがドルトムント裁判長主宰による土地取引の初期史（当初史）例を示していることによる。と共に、マイニングハウスの所論に関わっている。彼によれば、ドルトムント裁判長史はその初期史から後期史へと推移するが、四証書は初期史に属していた。後期史の最初にくるのは上記1261年（4月27日）の証書 [v]（後述）である。では、「ドルトムントの裁判長」は、その初期史と後期史とではどう推移するのか。四証書をみてきたのは、この点についてマイニングハウスの所論をとりあげる（後述）必要からきていた。

このところで2点付言すれば、(a) ドルトムント市参事会は単独では証書発行者にはなっていなかった。（証書 [ii] では、発行者の一員となっていたが。）市参事会ひとりが証書を発行する最初は『証書集』によれば1257年1月の文書である。そして (b) くしくも、これが、ドルトムントにおけるフライゲリヒト（フライグラーフとフライシェッフエン）を伝える最初の記録となっている⁽¹⁴⁷⁾。とにかく、四証書を通覧してきたところで、主要な論点を取り出したい。

3-3 裁判集会場所と判決人について

(1) 裁判集会の場所について 先ず、土地取引が表明された場所の問題である。場所は「集会」であった。そこに少なからぬ数の者が集まっていたから。では集会を主宰したのはだれか。例えば証書 [iii] によれば「ドルトムントの、ときのユーデックス・ヨハン・イボニス」である。彼の面前で (coram) 土地取引が交わされた。ということは、当該集会は「裁判」集会を意味していた。取引がおこなわれたのは、裁判長ヨハンの下で開催された「裁判集会」においてであった。

裁判集会には、ドルトムント市内および市外の場所が選ばれた。市内の例としては、取引当事者 (ドルトムント伯) の屋敷 (証書 [i])、また市参事会庁舎 (証書 [ii])、礼拝堂墓地 (証書 [iv]) があった。後代の事例 (1262) (証書 [vi]) では聖ライノルディ教会 (多分教会の前) が裁判集会場所であった⁽¹⁴⁸⁾。また市外にも設けられた。市門テルナー (Töllnerpforte) の前 (ante portam, que vocatur Telonearii) つまり市門外の、市壁の外側に (extra prefatos muros oppidi Tremoniensis) あたる場所 (証書 [iii]) である (ただ、当場所は「都市領域」に属する土地であろうが)。また「聖職者の家で (in domo clerici de Aquis)」裁判集会を開く例 (1270) もあった⁽¹⁴⁹⁾。これらは、当面の裁判集会場として用いられたが、本来〈正規裁判集会場〉ではなかった。それらが〈正規裁判集会場〉ではなかったからこそ「判決質問 (requisita) 条項」が証書中に差し挟まれる必要があった。本条項が差し挟まれることで、当面選ばれた裁判集会場所が〈正規裁判集会場〉と同格の、つまり〈合法の〉集会場として認められる。しかも、正規の裁判集会場と認める手続き自体が開廷手続きのかたちをとる。条項は、常套の文句として、土地取引関係の証書などに、当時しばしば挿入される⁽¹⁵⁰⁾。当該定式文言には〈判決を質問すること (requirere sententias)〉と〈判決を提案すること (ferre sententias)〉の2つの行為が言い表わされていた。前者は〈裁判集会を主宰する (judicio presidere)〉者 (裁判長) が果たす任務とされ、後者は判決人がおこなうものとして中世の裁判において定められていた。ドルトムント市においてもしかり。「訴訟事件は、われらの裁判所において (まずは原告による) 弁論に付されるべし。(その後) 判決の質問がなされるよう市民 (判決人) によっ

資 料

て（裁判長に）求められ、（この後）市民（判決人）は、判決を提案すべし。できうれば、または望みうるならばすぐさま」（都市法第二条）と⁽¹⁵¹⁾。

当面の裁判集會場所が〈正規裁判集會場〉であると認められるのは、いうまでもなく、〈正規裁判集會場〉が別に存したことが前提になっていたこと——これを物語る。これが通例 „tribunal“ または „tribunal iudiciarum“ と称ばれるもの。また „in halla“（am Richthaus）と称した⁽¹⁵²⁾。（なお „tribunal“ はドイツ語では „Stuhl“ を指す。）ドルトムントにおける正規集會場の存在は、すでに証書 [i] に垣間みえ、これは或る建物（市参事会庁舎）の上階に位置した。

最後に、〈正規裁判集會場〉があるにもかかわらず別の場所で裁判集會がもたれたのは、どうしたわけなのだろうか。一見取引の対象となっていた物件の所在地が関係しているようにおもわれる。物件が、市壁の外に存するときは、裁判集會場も市壁の外に設けられたというように。これはたしかに証書 [iii] の事例にはあてはまるようだが、他の事例では該当しない。証書 [i] では、物件は市内にあったのに裁判集會の場は〈正規裁判集會場〉でなく伯の屋敷が裁判集會に当てられていた。証書 [ii] では、物件は市外に存したにもかかわらず裁判集會場は市参事会庁舎の或る場所（上階）に設けられた。

証書 [ii] と同様の事例が後代1288年（1月26日）付け証書⁽¹⁵³⁾にみえる。本証書 [ix] は、或る意味注目される内容をもつ。ドルトムント東、エッセン帝国女子修道院（散在）所領フッカルデ（Huckarde）（所領フォークタイは、マルク伯がもつ）の隣村ドルストフェルト（Dorstfeld）村に所在する、或る家屋の売買（売主、同時に証書の発行者は司祭 „Heynricus de Kukelsheym canonicus in Rellinchusen“）をめぐる事例。「市参事会庁舎において（in Domo consulum, ubi lanei panni venduntur）」開催の裁判集會の場で売買の表明がなされた。ドルトムントの裁判長otto・フォン・ハッモンが集會を主宰し、市参事会員18人の他7人の市民が列席。売買自体は当面問題ではない。注目するのは、こうだ。ドルストフェルトには上記修道院の莊園裁判所（Hofgericht）（裁判長は „Johannes Medeman, iudex tunc temporis in Durstvelde“）が置かれていたにもかかわらずドルストフェルト村所在の家屋の取引が「市参事会庁舎」における裁判集會でとり

フェーメ裁判の初期史をめぐって(2)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

あげられた。しかも、もう1つ注目の現象がみられた。ドルトムント裁判集会（都市裁判所）に関わる文言としてこれまでみてきた「判決質問条項」に加え、もう1つのそれが売却証書に挿入されていた。ドルストフェルトの裁判所に関係する。「あたかも、ドルストフェルトの裁判所において（in Dorstvelde coram sede iudicii）おこなわれるものと、効力の上でなら異なるところはない、この判決によって、判決人は（売却を）決定するものである」と⁽¹⁵⁴⁾。裁判集会には、ドルストフェルトの裁判所から判決人（„kornoten“ と称された）—— „Bertrammo Sanctoviro“ 以下5名——が加わった。こうしてわれわれの裁判長オットーは、ドルトムント市裁判所とドルストフェルト荘園裁判所を合わせ主宰した。

とにかく、元に戻って、少なくとも上記四証書（および、直前の証書 [ix]）からは、〈正規裁判集会場〉以外の場所が裁判集会の場に選ばれた点につき一概に語りうる理由は窺いえぬ。取引物件の所在地の事情以外に、それぞれの取引において当事者となっていた者らの身分・出自地や、また裁判集会に証人として在席する者、また集会列席者・立会人の、思惑・便宜といった事情が働いていたであろう。とりわけ、証人となる者の事情が左右していたのではないか。

以上述べたことは、ドルトムントの正規裁判集会の管轄問題に繋がってくる。このように、ドルトムント市外の場所に、裁判集会は、土地取引の事案に応じいわば〈出張して〉開催された。こうみると、市壁内に存する土地はもとより、市壁外すなわち「都市の農耕地に（in campo Tremonie）」（証書 [iii]）展開する土地も、裁判集会の管轄にあったことを意味する。ここに「都市の農耕地」とは、市壁の外に広がる〈都市領域（Stadtgebiet, Stadtbezirk）〉を指すものとみてよいが、他方伯領の全域を示す言葉ともとれなくはない⁽¹⁵⁵⁾。もしこうすると、裁判集会は〈理論的には〉伯領全域を管轄した。なお、裁判集会には市民のみならず、騎士身分の者——しかも、封建関係にあった者——も参集した。

(2) 裁判集会の在席者と判決人 次に「判決人」の問題がある。既述のとおり「判決質問条項」に、「判決が提案され云々」とあるからには、判決人がいたはずだが、証書にはその名がない。そこで、裁判集会在席者（証人であれ、立会人であれ）の陣容から考えたい。これを証書 [iii]（1253）でみてみよう。ヨハン・

資 料

イボニスが裁判長に就いていた。では、判決人はだれなのか。証書にあげられている集会在席者をみよう。ここには四群の人物が知られる。(a)「騎士 (milites)」8名。(b) ドルトムントの「市参事会員 (consules)」18人。(c) おそらく土地譲渡のさいに居合わせていたか、裁判集會に立ち会っていたのであろう「証人 (testes interfuerunt)」16人。最後に (d) 参事会員以外の複数のドルトムント「市民 (burgenses)」である(「市民」は個々に名はあげられていないため人数は不明)。以上のうち、市参事会員18名は、参事会定員の全部を意味していた。『証書集』には、参事会名簿がしばしば登載されているが、これをみるに少なくとも1230年以降参事会員18人個々の名があげられている⁽¹⁵⁶⁾。また現実に、市参事会発行の或る証書の証人欄(1278)には „consulibus existentibus“ (現在の市参事会員)として同数の名が(そして裁判長 [iudice] の名も)記されていた⁽¹⁵⁷⁾。

以上証書 [iii] の人物欄から目を惹くのは、「裁判長」の言葉はあり、その個人名もみえるが、判決人については個人の名はおろか「判決人」の言葉自体もない。証書 [i] [ii] [iv] についても同じ。フライゲリヒトを語る証書には、例えば „coram liberis scabinis, quorum nomina subscribentur“⁽¹⁵⁸⁾ として「フライシェツフェン (liberis scabinis)」がみえる。こうした者に相当する人物の名がみえぬ。では、だれが判決人の任務に就いていたのか。じつは、裁判集會列席者の中の一部がそれに相当する。諸証書にはドルトムントの「burgenses (市民)」が度々あがっていたが、フレンスドルフによれば、判決人はこの中から推薦される。しかも、判決人が負担する裁判上の義務は市参事会が果たした⁽¹⁵⁹⁾。つまり「burgenses (市民)」と判決人との間を繋いでいたのは「consules (市参事会員)」であった。„consules“ は母体たる „burgenses“ から選ばれる。こうして、結局、市参事会員が判決人の任に就く。これは、現実的また自然な事態であった。

ルイーゼ・フォン・ヴィンターフェルトによれば、ドルトムントの「都市裁判所」は固有の判決人をもたぬ。判決発見の任務は、市参事会員があたる。市参事会員の前身はギルド (Reinoldigilde) の成員であったが、彼らが事実上判決人の多くを占めた⁽¹⁶⁰⁾。これに従えば、ヨハン・イボニスが裁判長席に就いたわれわれの裁判集會(1253年)(証書 [iii])において判決人の役目を果たしたのは、上

フェーメ裁判の初期史をめぐって(2)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

記18名の市参事会員の一部であったことになる。18名の市参事会員の名が個別に掲げられていたのは、もしかして次の事情によっていたか。市参事会員の一部が判決人の職務に就く慣行があった結果参事会員名を公表するのが望ましいとみなされていた、と。ただ、ディッカーホフによれば、土地取引は当初市参事会員の一部が判決人となった前で起きたが、後代には、度度市参事会員全員の前でおこなわれるに到った⁽¹⁶¹⁾。

1253年の裁判集会(証書 [iii])において、むろん参事会員18名全員が判決人に就くわけではない。実際の判決人は3名か、そこら辺りだろう。他の参事会員は、判決人の判決発見に賛同するか、批難するか役割に就いたのであろう。

これまで述べてきた証書([i]ないし [iv])には、たしかに「判決人」の言葉は知られなかった。しかし、その存在は裁判集会において前提となっていた。他方、後代の、或る訴訟の経過を語る長文の証書(1287)——ケルン在の公証人が記述者——に、その名がはっきりみいだされる例がある。そこに「ドルトムント市お抱えの訴訟代理人 (procurator)」についてこう称ばれている。„procurator iudicum, scabinorum, consulum, maiorum et universitatis oppidi Tremoniensis“ と。ここに「scabinorum (判決人)」が姿をみせる。ところが、その舌の根の乾かぬうちに „procurator iudicum, consulum et universitatis oppidi Tremoniensis“ と記述され、また訴訟の一方当事者であるドルトムント市はこう書かれる。„iudices, consules ac universitatem oppidi Tremoniensis reconvenientes ex altera“ と。これらには判決人 („scabini“) は姿を消している。判決人を挙げるかどうかにかまかかれていない。つまり „scabini“ は „consules“ の中に姿を隠すか、埋もれている。上記証書(1287)に „ipsum oppidum Tremoniense regitur per iudicem et consules ipsius oppidi…“ (「ドルトムント市は、裁判長と市参事会員によって統治される」云々) のように書かれる⁽¹⁶²⁾ ところに、窺いうるように。判決人と市参事会の問題は、当面のところはこれまでに止めておきたい。

3-4 土地取引をめぐって——裁判集会と都市同盟会議

(1) 土地取引——1 裁判集会において 証書 [i] ないし [iv] でとりあげ

資 料

られていた土地取引——これをめぐる法的問題の点である。土地取引は、古来、当該土地の現場における二つの行動からなっていた。(a) 譲渡人と譲受人の、譲渡をめぐる合意の成立 (sala, traditio) と、(b) 双方当事者の現実的かつ儀式的行為 (譲渡人による明け渡し行為 [evacuatio]、および譲受人による占有取得の行為 [vestitura]) と、である⁽¹⁶³⁾。合意の成立にも、元来感覚的・可視的な行為が伴った (土塊が手渡されるとか)。これら全体を〈現実的行為〉と称ぼう。これは、時代の推移と共に徐々に形態を変える。取引の土地の現場に赴くのを要せず象徴的行為で済ませるとか、「裁判所での譲渡 (Auflassung vor Gericht)」が起きるとか。

このうち「裁判所での譲渡」 („gerichtliche Auflassung“ ともいう) は、中世以来、とくに都市では本節の諸事例にみまるとおり裁判集會 (都市裁判所) に、またやがて市参事會に⁽¹⁶⁴⁾ 知られる。ただし、証書 [iv] の事例では土地取引は裁判集會で表明されていなかった、とも考えられる。本例は、聖職者が当事者となっていた (既述)。聖職者の存在それ自体がいわば〈公然性〉を帯びていてこのことが世俗的裁判集會を必要としなかったと考えられる理由なのかも知れない。ただ、裁判集會を経ぬ土地取引は都市同盟會議における事例 (後述) を含め、数は少なかったであろう。裁判集會は当時〈公然性〉を担保する装置として最も効果あるものだった。この〈公然性〉は、都市同盟會議にも備わっていた。

では、われわれの時代に土地取引が裁判集會の形態をとっておこなわれることと、取引が証書に記録されることとはどんな関係にあったのか。換言すれば、証書の発行によって初めて土地取引が成立するのか。結論的にいえば、証書の発行は、土地取引そのものの成立を意味しなかった、とみられる。たしかにこの点を直接的に示す証拠をわれわれはもたない。ただ、証書の内容そのものから間接的にはあるが、そう考えざるをえない、とおもわれる。

では、証書自体はどう述べているのであろうか。証書 [i] 末尾には、こうみえる。「将来なんびとかが、このように余 (ドルトムント伯) によってなされたことに違背 (Ne vero aliquis... contra hoc factum nostrum venire) せぬよう、ここで起きた (裁判集會の) 手続き (forma) は、文書によって整えられ (in scripto

redacta)、また余の、および、かの(ドルトムント)市民らの印章による保護でもって補強される(sigillorum…munimine roborata)」と。証書 [ii] ないし [iv] においても同工異曲の文言がみいだされる。例えば、将来当事者間に争い(aliqua dissensio) が起きぬよう市章の保護によって本文書を補強する(証書 [ii])⁽¹⁶⁵⁾ と。後述の証書 [v] (1261) においても同様である。裁判長の面前で取引がおこなわれることは、取引が遵守される上で「一層の担保となる(Ad maiorem autem cautelam acta sunt hec coram…iudice Tremoniensi)」⁽¹⁶⁶⁾ のである。証書発行にかかる同様の意義は、もちろん、土地取引の場合にかぎられない。1267年(6月9日)ドルトムント伯ヘルボルドゥスは、ドルトムント市参事会に宛て、同市においてローマ皇帝から保有する権利は、伯家の子孫に留めおき他のなんびとにも譲り渡さぬことを約束する⁽¹⁶⁷⁾。ここでも、文書の作成と印章の押捺とは、違背が起こらぬよう「最大限の担保となる(ad superhabundantem vero cautelam)」上で必要なこととみなされた。

こうして以上から、こう考えられる。証書の発行というのは、土地取引のために裁判集会の場でおこなわれたものを確認する作業を意味した。確認作業は、判決質問と判決発見の手続きを通してなされ、作業の全体は証書にしたためられた。証書にしたためられるのは、証書 [iv] (1255) 自身が示すように、証書によって土地取引が確認(litteras ad confirmationem)を受ける必要があったから。当該の土地取引にたいし後日「いわれなき争いや訴えが提起される(perturbatio sive calumpnia irrogari)」ときこれに備えるために、である。後代の土地取引証書にみるように、争いが裁判に付されるとき、証書の発行は、「そのこと(すなわち、土地取引が証書にしたためられ、確認を受けたこと)の証拠として(In cuius rei testimonium)」(1270)⁽¹⁶⁸⁾ 役立てられる、というように。こうした証書は「裁判証書(Gerichtsurkunde)」と称ばれ、取引の当事者はこれを取得するため、裁判集会を求めた、といってよいであろう。

証書の発行と裁判集会の開催との関係については、今後も考えていきたい。他方、もう1つの問題がある。裁判集会において当事者が土地取引を表明することは、取引そのものの成立を意味するのか。取引自体は別の形態で成立し、成立し

たことを確認する（「裁判証書」を取得するために）のが、裁判集会における手続きなのか。今後改めて考えたい。

(2) 土地取引——2 都市同盟会議において 本稿がとりあげる時代は、くしくもちょうど、ヴェストファーレン都市同盟の時代であった。ラント平和を求めて結成されドルトムント市が関わる同盟の皮切りは、リップ河畔ヴェルネ(Werne)の橋で交わされた(1253年7月17日)。このとき同盟を結んだのは、ドルトムント、ゾースト、ミュンスター、リップシュタットの4市⁽¹⁶⁹⁾。以後13世紀末期までに、同盟期間延長を含め7つの都市同盟の結成が1296年8月16日の同盟に到るまで続く⁽¹⁷⁰⁾。途中オスナブリュックが加わったりリップシュタットが抜けたりするが、7つの同盟全部に参加していたのは、ドルトムント、ゾースト、ミュンスターの3市。しかも、これらの中でもゾーストとドルトムントとは、さらに別個に彼らだけの同盟(1264)を結んだりもした⁽¹⁷¹⁾。この間、ドルトムント市は1255年5月3日、かのライン都市同盟・ラント平和同盟(1254年[10月6日]—1256年[8月15日]締結)にも加わった⁽¹⁷²⁾。

むしろ本稿は、時代を同じくするとはいえ都市同盟をめぐる問題を取りあげる場ではない⁽¹⁷³⁾。ただ、ドルトムント市が一員となった同盟会議の場で土地取引が表明された事例があった。都市同盟の締結・成立に伴った一現象として時代の一特徴がここに出ているので、みてみたい。ただし、関係事例としては、当面2事例が存するのみ。

該当の同盟会議とは、(i) 1256年8月22日リップシュタットで開催のもの⁽¹⁷⁴⁾。ここにリップシュタットを始めドルトムント、ゾースト、ミュンスター各市の「宣誓人(Jurati)」(判決発見人か)が集まった。アルベルトゥス・フォン・シュトルメーデ(domino Alberto de Stormede)は、ヘミングハウゼンにある彼の土地(bona sua in Hemminchusen)をベニングハウゼンの修道院教会(ecclesie in Benekinchusen)に売る。代価40マルクで。上記各地名の所在は、残念ながら判らない。証書には、リップシュタットの市章が捺された。これは他の同盟諸市の市章を兼ねるもの(quo nos communiter vsi sumus)であった。(ii) 1257年4月15日ゾーストで開催の会議である⁽¹⁷⁵⁾。ゾースト、ドルトムント、オスナブリュック

フェーメ裁判の初期史をめぐって(2)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

ク、ミュンスター、ミンデン、そしてパーダーボルンの6市の代表者(裁判長・判決発見人・市参事会員ら、および市民)が集結する。コンラート、ブルクグラーフ・フォン・シュトロームベルク(Stromberg)は、ドルトムント市民アルベルトゥス・アルプスと兄弟らに、ヴァンベルの土地(bona in Wanemalen)を譲渡した。シュトロームベルクは、ジーク(Sieg)河畔アイトルフ(Eitorf)東、ヘルヘン(Herchen)近傍の地名。ジーク河はボン近郊でライン河に流れ込む。他方ヴァンベル(Wambel)はドルトムント伯領内、ドルトムント市の北東に位置する。なお証書には、ゾースト市章が付された。これが付されるのは、上記(i)リップシュタットの市章の場合と同じ意味をもっていた。

ところで、なぜ土地取引が同盟会議で表明されるのか。(ii)の事例(1257)によれば、ドルトムント伯領内に所在する、或る土地がドルトムント市民に譲渡された。こうした取引は通例ならば裁判集会の場で表明にされるはずではないか。にもかかわらず、同盟会議の前で起きた。なぜか。おそらく、同盟会議開催といった好機をとらえようとしたのであろうが、次の事情も働いていたとおもわれる。同盟会議は公開の集会であり〈公然性〉が担保されていた。集会主宰者は会議の場所である都市の代表者が就き、同盟会議は裁判集会と外形的に同様の様相を呈し、しかも会議の内容について証書が作成される、との事情である。もちろん、判決質問・判決発見の手続きはなかったが。他方、証書の発行をめぐる事情について、こう述べられている。証書は「このこと(すなわち、同盟会議でおこなわれたこと)の明白なる証拠となるよう(In cuius rei evidens testimonium)」作成されると。後日争いが生じるさいに対応できるためである⁽¹⁷⁶⁾。

以上、裁判集会をめぐって主要な論点を述べてきた。最後に残るのは、裁判集会を主宰した「ドルトムントの裁判長」の問題である。例えば「ドルトムントの、ときのユーデックス(iudice tunc temporis Tremonie)ヨハン・イボニスの面前で」(証書[iii])と述べられているときの„iudex Tremonie“の意味である。このところは、ドルトムント伯および伯領、またドルトムント市に関わる種種の問題(歴史・推移の問題も)を含んでいるので、以下で項目を改め、みてみたい。

3-5 「ドルトムントの裁判長」とは

3-5-1 マイニングハウスの所論——「伯領の裁判長」について

さて „iudex Tremonie“ すなわち「ドルトムントの裁判長」は、ほぼつねにこのように簡便な言い方でしか表わされていない。彼はいったいだれを指すのか、ここでは、古来この問題を取りあげたマイニングハウスの意見を聴こう。

(1) 「伯領の裁判長」とは マイニングハウス (1911) によれば証書 [i] から [iv] の「iudex Tremonie (ドルトムントの裁判長)」とは「グラフシャフト・ドルトムントの裁判長 (Grafchaftsjudex)」(「ドルトムント伯領の裁判長」) を指す。これは「ライヒスゲマインデ・ドルトムントと、この周域の伯領領域 (das umliegende Grafchaftsgebiet) とに、共通の裁判長」と言い換えられる⁽¹⁷⁷⁾。このところで、参考までに、伯領ドルトムントの領域的広がり、および伯領に所属する (ドルトムント市を除く) 諸所領 (また農民団体・村落) を示しておこう。データは後世 (1565-67) に属する。リューベルによれば⁽¹⁷⁸⁾、伯領は南北13.5km・東西5km-7kmの面積 (約85平方キロ) を有し、この中に16の所領 (農民団体・村落) が存した。ただ、われわれの時代 (13世紀) の伯領はもっと広がったとされる。後代 „Brakel“ や „Elmenhorst“ のライヒスホーフは、全部または半分、周域のランデスヘル、なかんずくマルク伯の手に入ったからである。

ところで「ライヒスゲマインデ・ドルトムントと、この周域の伯領地域」にいう「この周域の伯領地域」とはなにか。マイニングハウスの論旨からみれば、当然、「ライヒスゲマインデ・ドルトムント」を除いた伯領の全域を指すものとみなければならない。こうみると、彼の所論の趣旨は、こうなる。証書 [i] ないし [iv] にみた「ドルトムントの裁判長」は「伯領の裁判長 (Grafchaftsjudex)」として——少なくとも、理論的には——「ライヒスゲマインデ・ドルトムント」および「都市領域」を含んだ〈伯領の領域全体〉を管轄する権利をもっていた、従って「ライヒスゲマインデ・ドルトムント」および「都市領域」に権利をかぎられていなかった、と。ここで「都市領域」とはこうである。周知のとおり、市壁 (また濠) の外にあって市壁に繋がる農村部の特定領域——例えば市民の共用地 (アルメンデ) の存する場所——は「フェルトマルク」・「都市地域」・「ラント

フェーメ裁判の初期史をめぐって(2)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

ヴェーア」とも称ばれ、市壁内領域とともに都市裁判所の管轄に服した。

以上を要するに、マイニングハウスによれば、ドルトムントの裁判長は伯領の一部である「ライヒスゲマインデ・ドルトムント」および「都市領域」についても「伯領の裁判長」の名において管轄する権利をもつ、ということである。

なお、マイニングハウスは「都市」ドルトムントとは書かずにあえて「ライヒスゲマインデ (Reichsgemeinde)」・ドルトムントと記していたのは、なぜだろうか。証書 [i] そのものには、ドルトムントはすでに „civitas“ と称ばれていたにもかかわらず、深い意味はないのかも知れない。ただ、証書 [i] ないし [iv] の段階ですであたかも〈独立の〉ドルトムント「市裁判長 (Stadtrichter)」が存していたかの印象を読者に懐かせぬように、と配慮したことによるともいえる。

以上「伯領の裁判長」＝「ドルトムントの裁判長」についてマイニングハウス説をみたが、気にかかる1点がある。上で「少なくとも、理論的には」と述べたところと関わる。「ドルトムントの裁判長」は実際にかつ現実的に伯領全体に、しかも都市および「都市領域」から遠く隔たった伯領地域にまで権限を行使・実行しえたであろうか。しかも、伯領内の諸所領（農民団体）にはそれぞれ「荘園裁判所 (Hofgericht)」が置かれていたはずだ。こうみると、同裁判長の権限はほぼ「ライヒスゲマインデ・ドルトムント」および「都市領域」にかぎられていたのではないか、ということだ。証書上の「iudex Tremonie (ドルトムントの裁判長)」の名の意味は、このところにあるのではないか。この点では「ドルトムントの裁判長」とは実質上〈ドルトムント市の裁判長〉であったのではないか。じつは、マイニングハウス自身、2年前の論稿（1909）では、ドルトムントの裁判長 „Sifrido iudice Tremoniensi“（証書 [i]）を「証書上から判る最古のドルトムント・市裁判長」と称んでいた⁽¹⁷⁹⁾。これは彼の古い見解なのかどうかは判らない。ただ「伯領の裁判長」がその名において実際に、かつ現実的に権限を行使するのは「ライヒスゲマインデ・ドルトムント」および「都市領域」にたいしてであったとみると、彼の2年前の論稿は、或る意味をもつかも知れない。とにかく、彼の主張の本領は、「ドルトムントの裁判長」が「伯領の裁判長」の名の下に「市裁判長」を勤めた点にあったところにみられる、といえる。

(2) 「ラント居住者」の存在 「ドルトムントの裁判長」は「伯領の裁判長」を指したと捉える根拠としてマイニングハウスが重きをおくのは、裁判集会の列席者の中に伯領の騎士家出自の者が含まれていたことにあった。例えば証書 [i] (1241) で参事会員とともに証人となっていたのは、4人の騎士 (miles) „Arnoldus de Didenghoven, Heribordus frater meus, Hiscelus de Künigesberge, Rutgerus Bobelen“ であり、ここにみる „Didinghofen“ であれ „Königsberg“ であれ、伯領内の土地である⁽¹⁸⁰⁾。この土地出自の騎士を、マイニングハウスは「ラント居住者」⁽¹⁸¹⁾とも称んだ。なお „Heribordus“ は当時の伯コンラート (二世) の兄弟であった (上述)。そうした者らの在席は「ドルトムントの裁判長」の性格を考える上で決定的に重要であるとみるのが、彼の考えである。なお、ゾルバハも、マイニングハウスとほぼ同様に捉える⁽¹⁸²⁾。その根拠も同じで、伯や騎士身分が証人として裁判集会に列席するところに求める⁽¹⁸³⁾。

他方、裁判集会における (a) ドルトムント伯の存在、(b) ドルトムント市参事会員また市民 (burgenses [証書 iii]) の存在をマイニングハウス (そして、ゾルバハ) はどうみるのか。これには、言及がない。ただ (a) 伯については騎士が伯に繋がる存在 (例えば伯の家人とか、封臣とか) とみていたとおもわれるため、騎士と同様の意義を認めるのであろう。では (b) 市参事会員また市民が裁判集会に列席していた点は、どうであろうか。例えば証書 [i] には、証人として騎士の他に18人の市参事会員 (証書 [iii] も同様) がいた。マイニングハウスはこの点をどう考えるのか。おそらく、伯領所属の騎士が証人となっていたのが決定的であり、騎士の他にだれがいたのかは、さほど重要ではない、とみるのであろう。

しかし、これはいかにも片手落ちの感のある捉え方ではないか。「ドルトムントの裁判長」=「伯領ドルトムントの裁判長」主宰の裁判集会 (マイニングハウス) に18名全員の市参事会員や少なからぬ数の市民が列席したことは、看過できぬ事実であり、この点をきちんと評価せねばならない。言い換えれば、都市の勢力である。このところで注目するのは、都市ドルトムントの国制史の特徴としてゾルバハが指摘するものだ。ドルトムント伯は、例えば隣邦ラインの司教都市君

フェーメ裁判の初期史をめぐって(2)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

主なかんずくケルン大司教、またグラーフ・フォン・デア・マルク（マルク伯）と比べ、都市（われわれの場合ドルトムント）にたいし抑圧的に臨みうるほど権力基盤が強固でなかった。ために、伯（都市君主）は都市を排除する姿勢はとらなかつた、と⁽¹⁸⁴⁾。この点は、ドルトムント伯が「真の意味のグラーフ」でなく帝国ミニステリアーレンに属し、自生的権力者（Dynasten）ではなく伯としての職務は世襲帝国レーエンとして管掌していた事情⁽¹⁸⁵⁾とも関係していよう。

(3) 新しい事態——1261年の証書 マイニングハウスによれば、証書 [i] ないし [iv] (1241-1255) に現われた「iudex Tremonie（ドルトムントの裁判長）」＝「伯領の裁判長」の時代はやがて終わる。これに代わってドルトムント「市裁判長」の時代が到来する。『証書集』においてこれを告げる最初の文書が1261年（4月27日）の証書 [v]⁽¹⁸⁶⁾であった。

本証書の内容自体は、簡便である。ベルトラムスは、亡父ハインリヒ（ハンザ伯 [hansecomitis] であった）から彼の相続分として得た財産すべて（*omnem partem hereditatis*）を母アーデルハイドに譲渡する。ただし、母がその没後に遺す財産は彼が亡父から相続し亡母に譲渡した財産を含め、すべてベルトラムスが継承するという条件で。「ドルトムントの裁判長」ゲルハルト——ラドルフィの息——（*Gerhardo, filio domini Radolfi, iudice Tremoniensi*）の面前、市参事会庁舎における裁判集会の場で、譲渡が表明された。裁判集会に参列していたのは、すべて市参事会員であり、その数は14名で個々に名をあげられていた。また市参事会発行の本証書には、型どおり「判決質問条項」が差し込まれていた⁽¹⁸⁷⁾。

マイニングハウスは証書 [v] にみる「ドルトムントの裁判長ゲルハルト」をドルトムント「市裁判長（*Stadtrichter*）」と捉えた。表記上は慣例どおり „iudex Tremoniensis“ とあるのみで〈*iudex civitatis Tremoniensis*〉とではない。ゲルハルトは「市」裁判長かも知れないし「伯領の裁判長」かも知れぬ。ではマイニングハウスが彼を「市裁判長」と捉えた理由は、なにか。市参事会員（つまり市民）のみが集会に列席していたこと、「伯領の騎士身分の者」が一人たりとも名をみせぬことにあった⁽¹⁸⁸⁾。いずれかといえば、後者（「ラント居住者」）の不存在に重きをおく。マイニングハウスと同様、ゾルバハも証書 [v] (1261) が「固有

資 料

の意味の都市裁判長 (einen eigenen Stadtrichter)」を示す最初の報告とみた。しかも、騎士のみならずドルトムント伯 (当時ヘルボルドゥス伯) も集会に姿をみせぬ点に、注意を向ける⁽¹⁸⁹⁾。

他方、裁判集会の列席者が市参事会員であったことにも、マイニングハウスは注目した (上記)。列席者が市参事会員であったのは、証書発行者の点に関係する。証書 [v] の発行者は市参事会であり、『証書集』によってみるかぎり、証書 [v] は最初の市参事会発行文書であった⁽¹⁹⁰⁾——ただし、1257年1月『証書集』上初めてフライグラーフとフライシュッフェンを語る、フライゲリヒト関係証書 (上述) は除いてだが——。譲渡者ベルトラムスが市民であるのかどうかは証書自体からは判らぬが、証書が市参事会発行によるものであってみれば、市民身分にあったのは紛れもないところ。(なぜ、彼自身が証書発行者にならなかったのかは判らない。) 市参事会員 (つまり、市民) のみが裁判集会に列席したのは、別の身分の者 (騎士・ミニステリアーレンなど「ラント居住者」) が列席する必要がなかったからにすぎない。裁判集会であつかわれた論題は、一市民 (とおもわれる者) の親族間の相続問題に限定されていたから。かりに譲渡者自身が証書を発行したとしても、ここに証人として名を連ねるのは、同様の意味でおそらく市参事会員・市民のみであったろう。

3-5-2 「都市裁判所」の問題その他

以上マイニングハウスの所論を紹介し、多少敷衍してきた。そうする中で浮かんできた問題はいろいろあった。ここでは、当面のところ「都市裁判所」をめぐる問題をとりだし、とくに論議の対象となりうる諸点を示したい。

(1) 「市裁判長」とは 「伯領の裁判長」は「ライヒスゲマインデ・ドルトムントと、この周域の伯領領域とに、共通の裁判長」(マイニングハウス) であった。他方1261年の証書に出現する「市裁判長」はもはや「共通の」裁判長ではない。では「市裁判長」(ゾルバハの語る「固有の意味の都市裁判長」) とはなにか。裁判権のおよぶ場所がドルトムント市と「都市領域」⁽¹⁹¹⁾ とにかざられるのが「市裁判長」である。ドルトムント市が「(ドルトムント) 伯領の裁判領域

フェーメ裁判の初期史をめぐって(2)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

(Gerichtsbezirk der Grafschaft)」から外^{はず}された(ゾルバハ)⁽¹⁹²⁾後の裁判長である。これが1261年以後の「ドルトムントの裁判長」だ。都市は都市独自の裁判長をもつに到る。では、都市を外された以後の伯領領域は、どうなるのか。何人が裁判長に就くのか。マイニングハウスもゾルバハも、答えない。「共通の裁判長」論をとったからには、答えねばならないはずだ。例えば、従来の「伯領の裁判長」(伯自身か、伯が任命する者か)が伯領の領域からドルトムント市と「都市領域」とを除外し裁判集会を主宰する、除外された場所には、新たに「市裁判長」が任命される、というのか。

(2)「都市裁判所」の問題 「固有の意味の都市裁判長」が出現するとなると、おのずと(固有の意味の都市裁判所)が設けられることになるはずである。ところが「裁判長ゲルハルト」(証書 [v])はこれまでのとおり(証書 [i] [ii] [iii])の裁判集会の主宰者として姿をあらわす。「判決質問条項」が従来どおり証書に書き込まれているところに、それが明瞭にあらわれている。これはなにを意味するのか。「都市裁判所」のありようそのものは、これまでどおりということである。では、これまでどおりの都市裁判所とは、なにか。ドルトムント市民のための裁判籍特権——他の裁判所に召喚されぬ特権 (privilegium de non evocando) ——を語る1220年フリードリヒ二世の特権状にみいだされるものが、それだ⁽¹⁹³⁾。これは外国人(例えば外国商人)がドルトムント市民を都市外の法廷に召喚せんとするときとくに効き目にある特権であった。ともあれ、そこで前提にあるのは、ドルトムント市民は伯と伯のユーデックスの裁判権に服すべし、ということ。ここにみえるのは「朕の裁判長」が裁判権をもつ、都市君主(ドイツ国王)の「都市裁判所」⁽¹⁹⁴⁾であった。

1261年の「都市裁判所」そのものはこうして1261年以前と変わりはない。1261年以後も以前と変わらぬ。1262年8月22日ゲルトゥルーディス・デ・シュティーベレなる未亡人は、娘夫婦に家屋その他の土地を譲渡する。これを記す証書 [vi]⁽¹⁹⁵⁾によれば、譲渡は、ドルトムント裁判長ヒルデブランドゥス・ズーダーマン(Hildebrando Sudermanne)の下、ドルトムント・聖ライノルディ教会で開催された裁判集会において表明された。ここには2名の司祭(Bertrammus et Winandus,

sacerdotes) の他に、9人が列席。このうち少なくとも5人は市参事会員であることが証明される⁽¹⁹⁶⁾。おそらく、この数はもっと増えるであろう。本証書にも、「判決質問条項」が書き込まれていた。

また13世紀末葉1296年12月28日ドルトムント精霊教会礼拝堂で (in capella sancti Spiritus) 裁判長ペトロ・デ・ダットレン (iudice Petro de Datlen) 主宰の、土地取引のための集会は証書上「判決質問条項」にみるとおり従来型の裁判集会であった⁽¹⁹⁷⁾。このように、都市裁判所のありようは変わらぬ。ドルトムント市の裁判のありようは変わらぬのにドルトムントの裁判長は「伯領の裁判長」から「市裁判長」へと変わる。これは、なにを意味するのか。

(3) 「市裁判長」の身分その他 「都市裁判所」の問題の他にも、問題はいくつかある。[a] 先ず、1261年4月27日裁判集会の主宰者・裁判長ゲルハルト (証書 [v]) とは、いかなる身分にあるのか。証書に「ヘル・ラドルフィの息 (filio domini Radolfi)」とあり、そうとうの人士であろうが、騎士身分にあるのか、それとも市参事会員もしくは市民なのか。また、裁判長ゲルハルト・ラドルフィを (あるいは一般に、新しい時代 [1261年以後] の「市裁判長」を) 任命する権限をもつのは、だれなのか。ドルトムント市かドルトムント伯か。それとも、両者なのか (例えば、一方が推薦し、他方が任命するとか)。[b] また、マイニングハウス (そして、ゾルバハ) によれば、1261年の証書 [v] は、ドルトムントの裁判長が上記のように「伯領の裁判長」から「市裁判長」へと推移したことを示す文書であった。では、1261年以前の関係証書にみえる「ドルトムントの裁判長」はすべて「伯領の裁判長」であり、以後の証書にみえる裁判長はすべて「市裁判長」なのか。むろん、マイニングハウスらは1261年辺りをこのように厳格な意味の境界年としてみたわけではなかろうが。ともあれ、彼らがドルトムントの裁判長の「市裁判長」への変容を示す事態として真先にあげたのは、上記のとおり、ドルトムント伯や騎士など「ラント居住者」が証書証人欄に姿をみせていないこと、これであった。

ところが、この点でいえば、例えば1270年2月18日ドルトムント伯発行の一証書 [vii] に注目したい。ヘルボルドゥス伯は、市外北のエーヴィングに (in

フェーメ裁判の初期史をめぐって(2)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

Evenike [Eving]) て所有する家屋を、「余の裁判長 (iudice nostro) ペトロ・デ・ダットレン」⁽¹⁹⁸⁾ に売却する。市内ペトロ教会カテドラル (街道ヴェステンヘルヴェーク沿い) に設けられた裁判集会の場で「余の裁判長ペトロ」の面前において⁽¹⁹⁹⁾。現に裁判集会を主宰する当人に売却するというわけである。証人は16人あげられていた。この中には騎士 (Conradus de Didinchoven miles) がいたし、少なくとも数人の市参事会員 (はっきりしているのは、„Vrowinus de Huvele, Arnoldus Calvus, Hinricus Pil, Hinricus de Kelinchusen“) ⁽²⁰⁰⁾ が姿をみせた。因みに、16人の中にくしくも、上記1261年の証書 [v] にあがっていた「ドルトムントの裁判長」ゲルハルト——ラドルフィの息——が „Gerhardus Rodolphi“ として名をみせている。その身分は不詳。ただ、市参事会員のリストには載っていないのは、ほぼたしかである。とにかく、証人として騎士が参列していたことに注目したい。

関連で、もう1つの証書のみよう。1274年11月21日騎士ベルンハルト・フォン・ヘルデ (miles de Hurda [Hörde]) が、聖ニコライ教会において、ドルトムントの裁判長エリア・デ・エレペ (Elya de Elepe) の面前で、伯領内所在の二家屋をミュンスター、聖マリア・マグダーレン病院に売ることを表明する。関係の証書 [viii] には、証人として18人のドルトムント市参事会員 (consulibus) が名を連ね、ドルトムント伯ヘルボルドゥスや騎士ら、市民が姿をみせた⁽²⁰¹⁾。

両証書 [vii] [viii] には、「判決質問条項」が通例のごとく „requisita et lata sententia……“ と書き込まれていた。

証書 [vii] [viii] が述べる事態は、1261年 (証書 [v]) 以前の諸証書 ([i] ないし [iv]) (1241-1255) にあったものと違いはない。にもかかわらず、マイニングハウスによれば、証書 [v] (1261) の裁判長ゲルハルト、証書 [vi] (1262) の裁判長ヒルデブランドゥス (上記)⁽²⁰²⁾ は「伯領の裁判長」でなく「市裁判長」なのである。証書 [vii] の「余の裁判長 (iudice nostro) ペトロ」(上記) 等もしかり。こうして「余の」裁判長は「市」の裁判長である、というわけである。こういった言い回しもなかなか微妙なところがある。というのは、ここには、市裁判長の任命に伯が絡んでいる様子が窺えなくはないから。

とにかく、例えばペトロ・デ・ダットレンが「市裁判長」であっても、もちろんいっこうにかまわぬが、理由づけがよく理解できない。伯や騎士が出席した裁判集会であるがゆえに当該の裁判長は「伯領の裁判長」であり、市民のみが列席したがために裁判長は「市裁判長」である（マイニングハウス）というのは、事実在即していないのではないか。

むしろ、裁判集会で贈与など取引の対象となっている土地のありよう（市外の土地・家屋）とか、また取引の当事者の身分（伯・騎士）とかのいかににかかわらず「市裁判長」が集会を主宰したことをどう考えるか、が重要なのではないか。

3-5-3 「市裁判長」の選出・任命をめぐる

以上、諸証書（[i] ないし [ix]）をとりあげ、「ドルトムントの裁判長」や「都市裁判所」のありよう等をめぐりそのつど種種の問題を投げつけてきた。「ドルトムントの裁判長」とその推移——「伯領の裁判長」から「市裁判長」への——とをめぐる諸問題は、結局のところ、なんびとが彼を任命する権利をもつのか、あるいは、都市裁判所の裁判長はどう任命されるのか、の問題にいかんにかに答えるのか、に行き着くのではないか。そこで、この点をめぐり考察を進めたい。

(1) ドウリュッペルの理解 これまで、マイニングハウスと、これを継承したゾルバハの所論をみてきたが、ここで、このゾルバハから5年後『都市裁判官』の著者ドウリュッペル（Drüppel, Hubert）の理解するところを聴こう。ヴェストファーレン（そしてバイエルン、オーストリア）において「ユーデックス（iudex）」はすべて「都市裁判官（Stadtrichter）」（われわれの「市裁判長」）を指した。ドルトムントでも、例外ではない。この点の例証として彼があげるのは3つある。

(i) 13世紀中葉ドルトムント都市法（条例法）第一条「裁判所について」にみる「われら（ドルトムント市参事会員および全市民）の裁判長（iudex noster）」である⁽²⁰³⁾——いわく、われら（市参事会員および全市民）は、われらの裁判長を次のように選出する。彼（被選出裁判長）は、われらの主裁判長（ドルトムント伯）のファミリアに属する者であってはならぬ。だれであれ領主の役人であってはならぬし、素性の疑わしい（悪評を帯びる）者でもいけぬ。裁判長となり

フェーメ裁判の初期史をめぐって(2)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

うるのはわれらの同僚市民であり、かつ世襲の財産（土地）をもつ者にかざられる、と⁽²⁰⁴⁾。なお、本都市法成立（1254-1256年 [ルイーゼ・フォン・ヴィンターフェルト]）の由来は、次のとおり。東方植民のためにバルト海沿岸のメーメル（Memel [現Klaipėda]）に新しい都市が建設されることになる。皇帝の都市ドルトムントの法に注目が集まり、この法が新都市の法たるべく求められた。ために、市参事会がこの機会をとらえ、ドルトムント都市法を記述する（立法）ことになった⁽²⁰⁵⁾。

(ii) 1281年（2月16日）ドルトムント伯ヘルボルドゥス（Nos Herbordus, comes Tremoniensis）発行の証書証人欄に見える人物も「市裁判長」である。「Theoderico Palas, tunc temporis iudice nostro（余 [伯] の現任裁判長テーオドル・パラス）」と。本証書によって、伯は或る未亡人とその息子に土地を譲渡する⁽²⁰⁶⁾。最後に (iii) 1287年（3月11日）エッセン帝国女子修道院の書記でカノニクス・ハインリヒが同修道院のためにおこなった寄進の証書証人欄にある人物——「Otto de Hammone iudex Tremoniensis（ドルトムントの裁判長オットー・フォン・ハッモン）」も、同様であった⁽²⁰⁷⁾。

以上ドゥリュッペルによる例証には、残念ながら、上述証書 [i] ないし [iv]（1241-1255）および証書 [v]（1261）への言及がない。これはとにかく、所論によれば、「われら（ドルトムント市参事会員および全市民）の裁判長」（都市法）はもとより「余 [伯] の現任裁判長テーオドル・パラス」（1281）も「ドルトムントの裁判長オットー・フォン・ハッモン」（1287）も紛れなく「市裁判長」を指していた。ここには、かつてマイニングハウスやズルバハが考えたような、「伯領の裁判長」と「市裁判長」とに区別を設けるとか、前者から後者への推移を考えると、かの問題は論じられていない。ドゥリュッペルは自著における引用文献の一覧に、マイニングハウスの研究としてただ1つ1909年の論稿をあげる⁽²⁰⁸⁾。マイニングハウスは、この論稿では、どうしたわけか、1241年の証書 [i] にみるドルトムントの裁判長をすでに「市裁判長」と捉えていた（既述）。ドゥリュッペルは、自己の所論を展開するのにこの論稿に注意を払ったのかも知れない。

とにかく、おそらく、ドゥリュッペルは、13世紀中葉ドルトムント都市法第一条にあった「われらの裁判長 (iudex noster)」に「ドルトムント市裁判長」がみいだされ、しかもこれが以後終始変わらぬ「市裁判長」の姿である、と考えるのであろう。むろん、これはこれで通用する理解である。ただ、13世紀中葉以前から同世紀中葉に到る経過における「ドルトムントの裁判長」についてドゥリュッペルはふれるところがない。そこで、その点を考えてみたい。

(2) 都市法第一条——内容と立法の意図 (i) 都市法第一条には「われら(ドルトムント市参事会員および全市民)の裁判長」の他に「われらの主裁判長」が語られていた。となると、両者は、どんな関係にあるのかが問われてくる。問題は単純ではない。しかも、1220年特権状の裁判籍特権において前提となっていたのは、ドルトムント伯(「われらの主裁判長」)と彼のユーデックスが裁判長を勤める、都市君主(国王)の「都市裁判所」であった。さらに、1220年特権状を収める1236年特権状は、伯とユーデックスについて1220年特権状がすでに述べていたもの以上のことは語らない。新しいことはなにも語っていない。これは、なにを意味するのか。1220年特権状の偶偶保存されていた写しを引っ張り出してきたドルトムント市民は「都市裁判所」の古来のありようには疑問を懐いていなかったのである。都市裁判所を、他ならぬ、ドルトムント伯(「われらの主裁判長」)と彼のユーデックスとが主宰し、裁判長を勤めることについて。

こうみえてくると、1220年ないし1236年から13世紀中葉に到る時代の経過の意味するところが問われる。かの、相続人が名乗り出ぬ被相続人の財産をめぐる係争について仲裁裁定を語る証書 (ca.1230-1240) には、係争の一方当事者として „ipse vel iudex suus infra oppidum Tremoniense…” と記されていた⁽²⁰⁹⁾。「彼(すなわちドルトムント伯)もしくは彼のユーデックス」である。彼らが、依然ドルトムント市内で裁判権を行使していること、しかもこのこと自体に市民・市参事会はなんら異論を差し挟んでいないこと、を窺いうる。こうした経過の後都市法第一条に「われら(市参事会員および全市民)は、われらの裁判長を次のように選出する。彼(被選出裁判長)は、われらの主裁判長(ドルトムント伯)のファミリアに属する者であってはならぬ…」と記されるに到る。ではこの間、な

にが起きていたのであろうか。

(ii) 第一条は冒頭「われら(市民)は、われらの裁判長をこのように選出する(eligimus)」と書く。〈このように選出する権利をもつ〉とは書かぬ。両者は同じことのようにみえるが、そうではないようでもある。そうではないようでもあるのは、本条の語るところに理由がある。その語るところを聴けば、第1に「主裁判長」(伯)と「われら(ドルトムント市参事会員および全市民)の裁判長」(われわれのいう「市裁判長」とが別けられている。両者の関係は、こうなる。後者(「われらの裁判長」)は、前者(「主裁判長」)の下僚たる地位にある者、と。第2に「主裁判長」つまりドルトムント伯は「裁判所を神聖帝国から封として保有する(judicium tenet in feudo a majestate sacri imperii)」(第一条)。このことは、「裁判所(judicium)」が都市君主(国王)の「都市裁判所」であったことを示している。都市裁判所を主宰するのは「彼(ドルトムント伯)もしくは彼のユーデックス」(上記)、なかならず実際上はユーデックスであった。

本条の語るところを以上のように聴くと、本条立法の意図はなんであろうか、が問われる。これには、こう答えられる。伯が「市裁判長」を選出するさいに遵守すべきことを明確にするのが、立法のさいの考え方であった、と。もちろん、本条は、市民が「われらの裁判長」を選出する権利をもつことを否定するものではなからう。が、伯が「われらの裁判長」を選出するさいに遵守すべきことをはっきりさせるのが、立法の意図にあったのではないか。とりわけ、「彼(被選出裁判長)は、われらの主裁判長(ドルトムント伯)のファミリアに属する者であってはならぬ」と規定されたのは、その趣旨ではないか。もし、市民が市裁判長の選出権を従来から排他的な意味で有し、しかもそのとおりに選出権が実行されていたのなら、わざわざそうは規定せぬのではないか。「市裁判長は、領主の役人であってもならぬし、素性の疑わしい(つまり悪評を帯びる)者もいけぬ」(第一条)のは、明文化せずとも市民にとって自明のことであったはずだ。

要するに、これまで「主裁判長(ドルトムント伯)のファミリアに属する者」が市裁判長(すなわち「彼[伯]のユーデックス」[ca.1230-1240])⁽²¹⁰⁾に選出されることがあった。ために市民・市参事会は、立法化(法の明文化)の機会を捕

資 料

らえ、市裁判長となりうるのは「われらの同僚市民であり、かつ世襲の財産（土地）をもつ者にかぎられる」（第一条）として「ドルトムントの裁判長」（つまり「われらの裁判長」）の身分を明瞭にさせようとしたのではないかと考えられる。

以上のように立法の趣旨を捉えると、こうなるのではないかと。伯は13世紀中葉にあっても「われらの裁判長」を選出する権利を少なくとも失ってはいなかった。たとえ、市民と〈共同して〉選出・任命の権利を行使するにせよ。

(3) 「市裁判長」の選出・任命をめぐる この事情はやがて変わってくる——というか、都市法第一条に窺いえた立法の意図が明瞭になってくる。1267年（6月9日）ドルトムント伯ヘルボルドゥスは、ドルトムント市参事会に宛てて一証書を発した。ここで、ドルトムント市壁内においてローマ帝国から（封として）保有する権利（*ommne ius sive dignitatem*）は、他のなんびとにも譲り渡さぬことを約束する（ここには、息子をもたぬ、あるいはもたぬおそれの出ている伯の伯領をめぐる相続問題の前兆がみられよう）。かつ、「余の裁判所」つまり都市裁判所の裁判長の選出について、こう語る。「余は、余の裁判所に、ドルトムント市民のうち有能で然るべき人物を据える。この人物は、市民によって選出（*ad electionem burgensium*）され1年の任期で裁判所を主宰する。続く1年は（法律上ではなく）市民の恩恵によって裁判長職にあるべし。その者の逸脱ぶりが明白なため辞職させねばならぬときは、別である」⁽²¹¹⁾。裁判長の任期1年（事情に応じさらに1年）については、すでに都市法第一条に定められていたが、ここで重要な点は、ドルトムント伯みずからが市民出自の裁判長を認めたこと。このように、ドルトムント伯は、市民によって選出され、これによって推薦された者を市裁判長に任ずることを、みずから明言した。ことここに到るまでには、おそらく、市裁判長の選出・任命の権利をめぐる、伯と市民との間でいわば〈綱引き〉が演じられていたであろう。他方で、少なくとも〈法律上（*de jure*）〉伯は「市裁判長」を任命する権利を失わず、今後も維持することをうたっている。このことに、注目したい。

ちょうどその20年後1286年（12月5日）コンラート（三世）伯は、彼がドルトムント市にもつ裁判権（*iudicii nostri in Tremonia*）の三分の一を市に譲渡する。

フェーメ裁判の初期史をめぐって(2)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

三分の二と、伯がローマ皇帝の名で市壁内に保有する権利 (omne ius) とは他者のだれにも渡さぬことを市に約し、次いで述べる。「それゆえ、余 (ドルトムント伯) と (ドルトムント) 市とは、(両者の) 一致した合意の下で (unanimi consensu)、有能で信頼に値するドルトムント市民を (市) 裁判長に決定しなければならぬ」と⁽²¹²⁾。ここに、市裁判長の選出と任命の〈法律論〉が知られる。実務上は、市が選ぶ人物に問題がなければ伯が彼を裁判長に任ずるのであろうが。とにかく、一切は「合意」に依存する。このところが証書の〈ミソ〉である。都市は都市裁判権(「余 [伯] の裁判権」)の三分の一を取得、伯は依然三分の二と、レガーリアを手放さぬ。裁判権の三分の一を失っても市裁判長の決定に参画する権利は留保せんとする。伯の意図は明瞭である。なにしろ、裁判料の徴収権がかかっている。これは失ってはならぬ。「合意」という〈公式論〉に漕ぎ着けたところに、伯の〈苦心〉がみいだされないか。

ルイーゼ・フォン・ヴィンターフェルトは、コンラート (一世)・ドルトムント伯時代を1190頃から1220年頃とみて、遅くともこの時代にドルトムント市裁判長職が成立したと考える。これは、ドルトムント市の成立時代とほぼ重なってくる。既述のとおり1220年国王特権状・裁判籍特権の条で「伯あるいは彼 (伯) のユーデックス」の面前における (in presentia comitis...vel iudicis sui) 都市裁判があげられていたが、ルイーゼによれば、「彼 (伯) のユーデックス」とは「市民身分の市裁判長」に他ならなかった。しかも、同裁判長は「都市団体」のための職であった。ここでは「伯領の裁判長」の構想 (マイニングハウス) は、否定されているのが判る。ともあれ、彼女もこう付け加えるのを忘れない。市民が都市裁判長を選出し、伯が任命する。この状態は13世紀末に到っても続いた。こうして市裁判長は「彼らの」(つまり市と伯の共同の) 裁判長と称された、と⁽²¹³⁾。市民による選出は、次の事例から推測がつく。1296年 (12月28日) ドルトムント・カタリーナ修道院長発行の証書⁽²¹⁴⁾によれば、エリザベート・フォン・ウンナは、或る者から買い入れた土地を、自己の魂の救済を思い、修道院に寄進した。寄進は、裁判長ペトロ・デ・ダットレンの面前で (coram iudice Petro de Datlen) おこなわれた。同裁判長は1278年の市参事会員リスト⁽²¹⁵⁾に登載されていた1人で

あった。〈市民出自の裁判長〉の存在を明瞭に語る一例である。なお、「判決質問条項」が型どおり証書にみいだされる。

(4) 「高級裁判と下級裁判」の問題、およびまとめ これまでとりあげてこなかった問題に「高級裁判と下級裁判」がある。これはドルトムントの裁判長の権限とどう関係するのか。「伯は都市に高級裁判権をもち、伯領については高級裁判権と下級裁判権が伯に帰属した。」これは、後代1343年ドルトムント伯発行の証書（伯領における権限をめぐる伯と市とのとりきめを記す）に基づく発言だが⁽²¹⁶⁾、これに従えば、13世紀の「市裁判長」が都市にもっていたのは下級裁判権（債務の事件や暴力・侮辱など軽罪の事件を扱う）であった。ところで高級裁判は一般に〈身分・自由・名誉〉および〈身体・生命（重罪〔盗み・殺人・性犯罪など〕）〉に関わる事件とならび〈土地所有〉をめぐる事件を対象とする。とすれば、ドルトムントの裁判長がとりあげた土地取引は〈土地所有〉（しかもその移転）をめぐるケースではないか。そうであれば、彼はこの点で高級裁判権を行使することになる。他方、伯が都市裁判権の三分の一を売却する（1286）とき、高級裁判権をその分だけ放棄し、都市がこれを取得することになる。高級裁判権、下級裁判権の帰属は固定的な意味のものではない。

そこで、まとめである。「ドルトムントの裁判長」を「伯領の裁判長」から「市裁判長」への推移の視点から捉えたマイニングハウス（および彼に従うゾルバハ）の考え方は、歴史事実の上で疑問である。また数数の質問にも答えることができぬ。むしろ、考えるべきは、市裁判長はどの身分からだれによって決定されるのか、ではないか。これこそが、都市裁判所を始めとする、都市における裁判機構（市参事会裁判を含む）の形成史を考察する第一歩となる⁽²¹⁷⁾はずだ。

ただ、われわれの目からみて、すでに1220年時代に市裁判長が市民身分から市民によって選出されていたとまでは考え難い。他方市民勢力・市参事会権力の成長と共に徐々にその方向をたどるのは否めない。ドルトムント伯は市裁判長の決定に関し第二次的な、または後退した地位に下がる。1313年（1月15日）伯は都市裁判権の六分の一を都市に譲渡する⁽²¹⁸⁾。（1286年の売却分と合わせると全二分の一の譲渡。）譲渡証書には、伯と市の「合意の下で」都市裁判長は決定される

フェーム裁判の初期史をめぐって(2)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

とかの、関係の文言は一切存しない。1286年の売却証書にはあったものが。これは、なにを意味しているのか。

そうした事情と引き換えてか、伯はフライゲリヒトの設置に力を注いでいく。これが、次節のテーマとなる。

(続く)

注

- (116) Frensdorff [8] p.32 no.24: Item illud jus liberorum, quod teutonice vrye dyng dicitur, non intrat muros nostros super cives nostros de jure et eorum nuncios et familiam de gracia.
- (117) DUB 1 Nr.78 (1240 [1241] Febr.19). なお、以下では行論の便宜上、主要な引用証書について、証書の発行年順に、証書 [i], 証書 [ii] 等と番号を打っていきたい。
- (118) Meininghaus [35] [1] 109 (Anm.2) ; Maininghaus [13] [2] 188 (Anm.1) ; Baedeker [17] 244 Nr.1 ; Dyckerhoff [18] 75 mit Anm.12 ; Sollbach [20] 218 (Anm.64) ; Drüppel, Hubert, Iudex Civitatis. Zur Stellung des Richters in der hoch- und spätmittelalterlichen Stadt deutschen Rechts, Köln/Wien 1981, 39 (Anm.39 : „1241 und 1369“).
- (119) 『証書集』においてほぼ直前1238年(7月31日)の事例——ドルトムント・カタリーナ修道院のためになされた、様々な土地にたいする権利の放棄——には、裁判集会は関与していなかった(DUB 1 Nr.75)。
- (120) DUB 1 Nr.78: vendiderimus in meram proprietatem burgensibus et civitati Tremoniensi domum nostram iuxta forum Tremonie sitam...
- (121) 拙稿「フェーム裁判の初期史をめぐって(1)」『熊本法学』143(2018)54頁(注59)参照。
- (122) cf. Isenmann, Eberhard, Die deutsche Stadt im Spätmittelalter 1250-1500, Stuttgart 1988, 55 (links) ; Baedeker [17] 272 („*super* wird hier das obere Stockwerk bedeuten“). cf. Rübél [34] [4] 140 Anm.1.

資 料

- (123) ミッタイス (世良・廣中訳) 『ドイツ私法概説』 (創文社・1968) 249頁 (「敵対当事者間の仲介者」) 参照。
- (124) Meininghaus [35] [1] 109 (Anm.3 [1286 : DUB 1 Nr, 176], Anm.4 [1313 : DUB 1 Nr.326], Anm.6) ; Baedeker [17] 219 (Anm.6) ; Drüppel [118] 167 (Anm.25).
- (125) DUB 1 Nr.78 : *requisita sententia et lata, quod eque validum esset, ac si pro tribunali (Tremonie) actum fuisset, . . . cf. Dyckerhoff [18] 91 (Anm.86) ; Meininghaus [13] [2] 189 mit Anm.1 ; v. Winterfeld [19] 148 Anm.1.*
- (126) DUB 1 Nr.252 (1296) : *coram iudice Petro de Datlen, requisita et lata sententia ab eodem, quod eque foret, ac si pro tribunali actum fuisset, . . .*なお後注 (197) (214) の本文参照。
- (127) DUB 1 Nr.176 (1286). cf. Meininghaus [35] [1] 109 (Anm.3).
- (128) DUB 1 Nr.132. 本証書 [ii] の発行年は『証書集』編者によれば1269年とあったが正しくは1249年 (6月25日) である (Meininghaus [13] [2] 190 Anm.1 ; Dyckerhoff [18] 75 Anm.12, 90 Anm.83 ; Sollbach [20] 218 Anm.66 ; Baedeker [17] 244 nr.2)。
- (129) Sollbach [20] 218 (Anm.67) によれば、アッセルン (Asseln) はグラーフシャフト・マルクに所在する。
- (130) 証書 [ii] 証人欄中 „Conradus comes“ に続く „Hermannus de Wittene, Hugo de Walsem, Everhardus de Rodehem“ らは、騎士身分の者であろう。また „Heinricus de Kelinchusen, Bertrammus de Puteo, Heinricus de Brakele“ らは、4年後の証書 [iii] (1253) (DUB 1 Nr.94) の証人欄では、市参事会員 (consules) の一員として名があがっている。
- (131) „quod si predicta pensio sub Wiscelo ex parte domini Ottonis sive heredum suorum occuparetur iudicio, sive per violentiam subriperetur, quod sub bono testimonio probare posset et confirmare, illam pensionem iterato solvere non teneretur, et . . .“
- (132) „et hanc formam compositionis ambo se in perpetuum observaturos ex utraque parte sub pena 100 marcarum firmiter promiserunt.“

- (133) また Luise v. Winterfeld [19] 148 („im Rathaus [in domo civium]“) も参照。
- (134) Lacomblet [46] 2 Nr.258 (1241) : Si quis scabinus questitus de sententia, quam nec per se, nec per ostensionem aliorum scabinorum ferre valeat, requiret eam Tremonie in domo burgensium, et reportabit eam secundum quod ibi instructus fuerit. cf. DUB 1 Nr.81 (1241).
- (135) Luise v. Winterfeld [19] 152 (Anm.2). cf. Petri [5] 167 („eine erstm. Erwähnung 1240“)
- (136) Sollbach [20] 246 (Anm.214 : „Sühnegerichtsbarkeit des Rats“).
- (137) DUB 1 Nr.94 (1253). cf. Meininghaus [15] 100 ; Baedeker [17] 244 nr.3 ; Luise v. Winterfeld [19] 148 („mehrere unterschiedene Rechtsvorgänge“) f. ; Sollbach [20] 219 (Anm.68).
- (138) cf. Frensdorff [8] Einleitung p.51 (Anm.8).
- (139) 後注 (149) 本文参照。
- (140) Luise v. Winterfeld [19] 149 mit Anm.1.
- (141) Lindner [6] 62 („nur sein Familienname“).
- (142) もう一点、市民16人中にすでに「シュルトハイヌ (Herimanus schultetus de Abdynghove)」がいた。この点拙稿 [121] 51頁 (注44) 本文を修正したい。また DUB 1 Nr.155 (1279 : per Ditricum scultetum Tremoniensem) も参照。
- (143) DUB 1 Nr.103 (1255) ; Meininghaus [35] [1] 219 f. (巻末掲載証書 Nr.1). cf. Meininghaus [13] [2] 191 (Anm.2) ; Baedeker [17] 245 nr.4.
- (144) DUB I Nr.76 (1239).
- (145) Meininghaus [13] [2] 192 („zwangloser zu sein“).
- (146) Meininghaus [13] [2] 191 Anm.3. なお1270年の証書は後注 (149) 参照。
- (147) DUB 1 Nr.105 (1257). cf. Meininghaus [13] [2] 192 (Anm.2) ; Sollbach [20] 218 (Anm.63).
- (148) DUB 1 Nr.113 (1262). cf. Frensdorff [8] Einleitung p.63 (Anm.10).
- (149) Meininghaus [35] [1] p.219-220 (Urkunden Nr.1 [1270]).
- (150) 前注 (125) 本文参照。cf. Frensdorff [8] Einleitung p.63 Anm.10 ; Drüppel [118]

資 料

- 284 Anm.69. なおこれまで紹介してきたものの他DUB 1 Nrr. 110 (1261), 113 (1262), 125 (1268), 148 (1274), 158 (1281), 176 (1286) 参照。
- (151) cf. Dyckerhoff [18] 88 (Anm.76, 77) ; Sollbach [20] 221 (Anm.81). ドルトムント市についてFrensdorff [8] 21 (no.2).
- (152) Luise v. Winterfeld [19] 148 („in tribunali, in halla“); Frensdorff [8] Einleitung p.63 (Anm.6, 7). 前注 (122) 参照。
- (153) DUB Erg. -Bd 1 Nr.302 (1288 [1287] Jan.26). cf. Baedeker [17] 246 nr.13 (1288). なおフッカルデ (Huckarde) についてPetri [5] 349. またDUB 1 Nr.128 (1268 Okt. 6 [ドルトムント]) の証書証人欄にみるシュルトハイス („Walravenus sculthetus de Hukerde“) は、フッカルデ荘園裁判所の管理人もしくは裁判長を指しているのではろうか。
- (154) „cavendo per sententiam. quod eque valium esset, ac si in Dorstvelde coram sede iudicii actum fuisset“ (DUB Erg. Bd. 1 Nr.302 p.119)
- (155) なお拙稿 [121] 60頁 (注96, 98a) も参照。また、修道院のために土地を放棄すると語る証書にみえる、市内、市外所在の土地の多様なありようを示す以下の言葉を参照。 „in quodam manso Westerwic sito et in quibusdam agris qui teutonice rodelant dicuntur et iudicio civium et in iudicio luci, quod markerichte teutonice vocantur, et in duabus servitutibus lignorum, que eitwort vacantur, …“ (DUB 1 Nr.75 [1238])
- (156) DUB 1 Nrr.68 (1230), 76 (1239), 83 (1244), 129 (1269), 140 (1271), 149 (1275), 192 (1287). 個々の参事会員名リストは Rübél [34] [2] 214 (Beilage I. Die Dortmunder Rathlinie bis 1400) ff. に1230年を皮切りに掲載されている。
- (157) DUB 1 Nr.153 (1278 Aug.3).
- (158) DUB 1 Nr.105 (1257).
- (159) Frensdorff [8] Einleitung p.54 (Anm.4), 64 („Schöffen oder Dingleute“).
- (160) Luise v. Winterfeld [19] 148 („keine Schöffen“), 153 („tatsächlich Mitglieder der Reinoldgilde“). また Dyckerhoff [18] 88 (Anm.74), 91 (Anm.88 : „Schöffen-eigenschaft der Ratsmitglieder“) 参照。

- (161) Dyckerhoff [18] 89 (Anm.79).
- (162) DUB 1 Nr.182 (1287) p.112, 119.
- (163) Schwerin, Claudius Frh. von, Grundzüge des deutschen Privatrechts, 2. Aufl., Berlin/Leipzig 1928, 113ff. (§ 34).
- (164) ドルトムントについて Sollbach [20] 241 (An.194) を参照。
- (165) DUB 1 Nr.132 : Ne autem in posterum aliqua dissensio inter dominum Ottonem et Wiscelum et eorum heredes de bonis sepedictis valeat suboriri, ambo petiverunt presentem paginam sigilli civitatis Tremoniensis munimine roborari.
- (166) DUB 1 Nr.110 (1261). 後注 (186) 本文参照。さらに同様に DUB 1 Nrr.70 (1231), 113 (1262)
- (167) DUB 1 Nr.123 (1267) : quod omne ius sive dignitatem, quam a divis Romanorum imperatoribus possidemus infra muros Tremonienses, in manus non commutabimus alienas, sed dictum ius sive dignitas in nostra progenie perpetuo permanebit, …後代 (1319) 同様の事例 (DUB 1 Nr.376) は拙稿 [121] 55 頁 (注67)。また Meininghaus [35] [1] 110 (Anm.1) 参照。本来ならば本例 (1267) を拙稿前掲箇所で挙げなければならなかった。なお後注 (211) 本文も参照。
- (168) Meininghaus [35] [1] p.219-220 (Urkunden Nr.1 [1270]) .
- (169) DUB Erg. -Bd. 1 Nr.157 (1253 Juli 17 : Scabini, consules, totaque burgensium ac civium Monasteriensis, Tremoniensis, Susatiensis et Lippensis civitatum universitas omnibus) ; Seibertz [3a] 1, Nr.277 ; DUB 1 Nr.96 (Reg.). なお、本同盟の生成史をめぐって Swientek, Horst-Oskar, Drei Dortmunder Gedenktage : 933-1253-1803, in : Beiträge 50, 1953, 59 f. を参照。
- (170) [イ] 1264 nach Febr. 22 (同盟締結 [同盟期間の延長を含む] の場所は不明) : DUB 1 Nr.116 ; Fahne UB 2 Nr.310 (1262). [ロ] 1268 Sept.10 (Munster) : DUB Erg. -Bd. 1 Nr.196 ; Fahne UB 1 Nr.15 ; DUB 1 Nr.127 [Reg.]). [ハ] 1270 Mai 2 (Dortmund) : DUB 1 Nr.134. [ニ] 1277 Aug.17 (Soest) : DUB 1 Nr.152. [ホ] 1284 Mai 5 (Dortmund) : DUB 1 Nr.167. [ヘ] 1295 Marz 13 (Münster)

資 料

- : DUB 1 Nr.242. [ト] 1296 Aug.16 (Soest) : DUB 1 Nr.248.
- (171) DUB 1 Nr.116 (1264 Febr.22) ; Fahne UB 2 Nr.310.
- (172) Quellen zur Geschichte der Stadt Köln, hg. v. Ennen, Leonard/Eckertz, Gottfried, 2, Köln 1863, Nr.340 (1255). cf. DUB 1 Nr.101 (Reg.).
- (173) これについては、すでに古くMendthal, H., Die Städtebünde und Landfrieden in Westphalen bis zum Jahre 1371, Königsberg 1879の研究がある。
- (174) Seibertz [3a] 1 (Arnsberg 1839), Nr.296 (1256) ; DUB 1 Nr.104 (Reg.).
- (175) DUB 1 Nr.106 (1257). cf. Baedeker [17] 247 (Anm.55).
- (176) また前注 (168) 本文を参照。
- (177) Meininghaus [13] [2] 189 („gemeinsamen Richter“), 190 (Anm.1), 191 („Landgesessener“).
- (178) Rübel, Karl, Die Dortmunder Grafschaft und die Stadt Dortmund gegen Ende des 14. Jahrhunderts, in : Beiträge 5, 1887, 65 ; Rübel [34] [1] 518 (Anm.1). cf. Meininghaus [35] [1] 19 (Anm.9, 10). 所領 (農民団体・村落) 16の名は次のとおり。Groppenbruch, Schwieringhausen, Herenthey, Brambauer, Bauckloh, Brechten, Keminghausen, Holthausen, Ellinghausen, Lindenhorst, Deusen, Eckey, Vesenberg, Eving, Wambel, Brakel.
- (179) Meininghaus, August, Die Dortmunder Stadtrichterlinie, in : Beiträge 17, 1909, 278.
- (180) Meininghaus [13] [2] 189 mit Anm.3 ; Meininghaus [35] [3] 53, 46.
- (181) Meininghaus [13] [2] 189 (Anm.3), 190 (Anm.1), 191 („Landgesessener“).
- (182) Sollbach [20] 219 („Gerichtsumstand von Grafschaftseingesessenen“).
- (183) Sollbach [20] 219 (Anm.69). また新しい事態との関連 (本文後述) でSollbach [20] 223 („weder die Teilnahme des Grafen noch irgendeines Ritterbürtigen“).
- (184) Sollbach [20] 221 („keineswegs machtvollen Dortmunder Grafen“) -222 (Anm.83). cf. Luise v. Winterfeld [19] 153 („da die Stadtherrschaft sich leichter zurückdrängen ließ“).
- (185) Rietchel, Siegfried, in : Deutsche Literaturzeitung Jg. 27, 1906, Nr.14, Sp. 872

フェーメ裁判の初期史をめぐって(2)
 ——13世紀ドルトムントの証書にみる——

- (Meininghaus [35] [1] の書評).
- (186) DUB 1 Nr.110 (1261 Apr.27). cf. Frensdorff [8] Einleitung p.55 mit Anm.2 ; Baedeker [17] 245 nr.5 ; Sollbach [20] 225 (Anm.101).
- (187) cf. Frensdorff [8] Einleitung p.63 Anm.10.
- (188) Meininghaus [13] [2] 192 („kein Ritterbürtiger der Grafschaft“).
- (189) Sollbach [20] 223 (Anm.89) und 223 („weder die Teilnahme des Grafen“).
- (190) 以後の参事会発行証書としては DUB 1 Nrr.114 (1263), 125 (1268), 153 (1278), 295 (1304) など。数は多くない。
- (191) 都市と「都市領域」とに所在の土地の表記名一例については、前注 (155) 参照。
- (192) Sollbach [20] 217 („herausgenommen“).
- (193) 拙稿 [121] 61頁 (注104) 参照。原文 : ne alicui ipsos super prediis et eorum personis impetenti, extra civitatem nostram respondere cogantur, nec coram alieno iudice trahantur in [ca] us [a] m, sed tantum in civitate nostra in presentia comitis, qui pro tempore fuerit, vel iudicis sui provide respondeant (DUB 1 Nr.74 [1236]).
- (194) 他の都市の一例としてシュトラースブルクについて「都市裁判」に管掌するのがシュルトハイヌ (causidicus, scultetus) (出自は司教のミニステリアーレン) と下僚のユーデックスである (拙稿「中世都市の裁判と「真実」の問題——シュトラースブルク都市法から——」『熊本法学』136 (2016) 19頁以下)。
- (195) DUB 1 Nr.113 (1262).
- (196) DUB 1 Nr.110 (1261) と Nr.114 (1263) の証人欄にある市参事会員 („consules Tremonienses“) の名からみて。
- (197) DUB 1 Nr.252 (1296).
- (198) 前注 (146) 本文参照。
- (199) Meininghaus [35] [1] 219-220 (Urkunden Nr.1 [1270]) ; Baedeker [17] 245 nr.8.
- (200) DUB 1 Nrr.114 (1263), 148 (1274), 149 (1275) および Rübél [34] [2] 219, 222 (1278) 所掲の参事会員リストを参照。
- (201) Westfälisches Urkundenbuch, 3, bearb. v. Wilmans, Roger, Münster 1871, Nr.954

資 料

- (1274) ; DUB 1 Nr.148 ; Baedeker [17] 245 nr.9.
- (202)前注 (195) 参照。Meininghaus [13] [2] 191 Anm.3.
- (203)Drüppel [118] 10 Anm.2, 170 (Dortmund [um 1250]) .
- (204)Frensdorff [8] : iudicem nostrum eligimus in hunc modum : ipse non debet esse de familia majoris iudicis nostri, qui iudicium tenet in feudo a majestate sacri imperii, nec officialis alicujus domini nec persona suspecta ; concivis noster debet esse habens hereditatem. cf. Meininghaus [179] 279 (Anm.9) ; Drüppel [118] 56 (Anm.38).
- (205)Frensdorff [8] Einleitung p.165 f. ; Baedeker [17] 218 („diese Ostenfahrer im Jahre 1252“).
- (206)Drüppel [118] 10 Anm.2 : DUB 1 Nr.158 (1281) ; Baedeker [17] 246 nr.11.
- (207)Drüppel [118] 10 Anm.3 : DUB 2 Nr.405 (1287).
- (208)Meininghaus [179] . なおこのp.286以下には証書にみえたかぎりでは初代ドルトムントの裁判長 (1239/40 [?] Hinricus Sylverbuck) 以下、諸裁判長の名と任期年とを挙げる。ただ、すべて「市裁判長」として掲げられている。
- (209)DUB I Nr.77 ([ca. 1230-1240]). 拙稿 [121] 64頁 (「伯 (上級裁判長) の、または伯の家臣ユーデックス (下僚裁判長)」)。
- (210)前注 (209) 参照。
- (211)DUB 1 Nr.123 (1267) : quod nos debemus locare iudicium nostrum burgensi Tremoniensi idoneo ac fide digno, qui per unum annum ad electionem burgensium dicto iudicio presidebit et annum sequentem per gratiam dictorum burgensium obtinebit, nisi possit per excessum notorium refutari.
- (212)DUB 1 Nr.176 (1286). cf. Meininghaus [179] 280 Anm.6 ; Baedeker [17] 262 (Anm.87).
- (213)Luise v. Winterfeld [19] 150 („der bürgerliche Stadtrichter für die …Stadtgemeinde“).
- (214)DUB 1 Nr.252 (1296) ; Baedeker [17] 246 nr.15. また上述注 (197) の本文参照。
- (215)Rübel [34] [2] 222.
- (216)Baedeker [17] 261. 証書はDUB 1 Nr.569 (1343).

フェーム裁判の初期史をめぐって(2)
—13世紀ドルトムントの証書にみる—

(217) Bader, Karl S. / Dilcher, Gerhard, Deutsche Rechtsgeschichte Land und Stadt, Heidelberg 1999, 584 („1. Einflussnahme auf die Ernennung oder Wahl des Richters“), 585 (Anm.477).

(218) 譲渡証書はDUB 1 Nr.326 (1313). 前注 (124) 本文も参照。

地図：グラーフシャフト・ドルトムントと都市ドルトムント (1804年)



(Beiträge zur Geschichte Dortmunds und der Grafschaft Mark, Bd.14,1905 巻末頁より。)